

# 例

## 記入例 〔赤字の部分〕

### 時間外労働及び休日労働に関する協定書

●●運送株式会社 代表取締役 ●●●● (以下「甲」という。) と、  
 ●●運送株式会社 労働者代表 自動車運転者 ●●●● は、  
 労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法が定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間（以下「時間外労働」という。）及び労働（以下「休日労働」という。）における労働（以下「休日労働」という。）

労働者の代表には、使用者の意向に基づいた者は認められず、管理監督者でない者から適切な方法で選出しなければなりません。

- 第1条** 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。  
**第2条** 甲は、就業規則第▲▲条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

該当する条文がない場合は空白のまま提出してください。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間				期 間
				1 日	1日を超える一定の期間 (起算日)			
					2 週 (4月1日)	1 ヶ月 (4月1日)	1 年 (4月1日)	
① 下記②に 該当しない 労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に 対処するため</li> <li>・一時的な道路事情の変化等によ って到着時刻に 遅延が生ずるた め</li> <li>・当面の人員不足 に対処するため</li> </ul>	自動車運転者	10名	7時間	52時間	127時間	1,170時間	令和●年 4月1日 から  令和●年 3月31日 まで
		荷役作業員	2名	3時間	/	40時間	360時間	
		自動車整備士	1名	3時間	/	30時間	360時間	
	経理事務員	1名	3時間	/	30時間	360時間		
② 1年単位 の変形労働 時間制によ り労働する 労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に 対処するため</li> <li>・一時的な道路事情の変化等によ って到着時刻に 遅延が生ずるた め</li> <li>・当面の人員不足 に対処するため</li> </ul>	自動車運転者	10名	7時間	52時間	127時間	1,150時間	令和●年 4月1日 から  令和●年 3月31日 まで
		荷役作業員	2名	3時間	/	35時間	320時間	
		自動車整備士	1名	3時間	/	25時間	320時間	
	経理事務員	1名	3時間	/	25時間	320時間		

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによつて「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示。以下「改善基準」という。）に定める1箇月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもつて、前項の時間外労働時間の限度とする。

# 例

第3条 甲は、就業規則第▲▲条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

該当する条文がない場合は空白のまま提出してください。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	始業及び終業の時刻	
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者	10名	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	令和●年 4月1日 から
	荷役作業員	2名		令和●年 3月31日 まで
	自動車整備士	1名	・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前 8 時 ・終業時刻 午後 5 時	令和●年 4月1日 から
毎月の精算事務のため	経理事務員	1名		令和●年 3月31日 まで

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者以外の労働者については、前2条により定める時間数にかかわらず、時間外労働および休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第5条 第2条または第3条の規定に基づいて時間外労働または休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第6条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第7条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日は、いずれも令和●年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、令和●年4月1日から令和●年3月31日までとする。

令和●年 ●月 ●日

労働者代表職名氏名  
使用者職氏名

自動車運転者 ●●●●

●●●●運送株式会社

代表取締役 ●●●●

印

印